

【定期報告書（1. 基本情報） 記入方法】

定期報告書

西曆 年 月 日

← 提出する日付を記載

滋賀県知事 三日月 大造 殿

農場名 ※所有者名ではありません											
農場住所 ※所有者住所ではありません	郵便番号										
	市町郡				市町郡以降						
農場電子メール											
農場電話番号											※ハイフンなし左詰めで記入
農場FAX											※ハイフンなし左詰めで記入

畜舎の所在する農場の情報を記入してください
※経営体としての情報（個人事業主、法人）とは異なる場合があります

農場名、住所、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を記入

<農場名の記入例>

正：■■■牧場、■■■養鶏場

誤：株式会社△△牧場 代表取締役 ◇◇◇◇

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名											
家畜の所有者の住所	郵便番号										
	都道府県				市区町村郡						
家畜の所有者の連絡先	電子メール										
	携帯電話番号										※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号)										※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX)										※ハイフンなし左詰めで記入

← 家畜の所有者の情報を記入

飼養衛生管理者	<input type="checkbox"/> 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け、飼養衛生管理者の情報は記入は不要 (飼養衛生管理者が他にもいる場合は、管理する畜舎名称 ^(※) のみ記入)												
飼養衛生管理者の氏名													
飼養衛生管理者の住所	郵便番号												
	都道府県												
	市区町村郡												
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール												
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	管理する畜舎名称 ^(※)	<input type="checkbox"/> 飼養衛生管理者が他にもいる場合に記入											
	<input type="checkbox"/> 飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所が農場住所と同じ場合、チェックを付け、飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所は記入は不要												
	郵便番号												
	市町郡											市町郡以降	

飼養衛生管理者の情報を記入
 家畜の所有者と同一の場合は、にチェック () を入れてください

「飼養衛生管理者」

- ・日頃から農場の管理に携わり、現状を把握している**個人**の氏名を記入してください。法人は不可
- ・家畜の所有者が兼ねることができます

大規模農場等、飼養衛生管理者が複数名いる場合は、
 管理する畜舎名称を記入してください
 (繁殖牛舎、育成牛舎、肥育牛舎1、肥育牛舎2等)

農場(衛生管理区域)の住所を記入
 所有者や飼養衛生管理者の住所と同じ場合には省略可能です
 (にチェック () を入れてください)

【定期報告書（1. 基本情報）記入方法】

令和7年2月1日現在の飼養頭数を、畜種別、用途別、育成段階別に記入してください

黒毛和種	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
F1等	肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
	頭	頭	頭	頭		
家畜の種類及び頭羽数	内用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
豚	繁殖豚			育成豚	肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
	雄豚	雌豚				
	頭	頭	頭	頭	頭	頭
鶏	採卵鶏		内用鶏			
	成鶏	育成鶏				
	羽	羽	羽			
馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	山羊	
	頭	頭	頭	頭	頭	
	いのしし	うずら	あひる	きじ	だちょう	
	頭	羽	羽	羽	羽	
	ほろほろ鳥	七面鳥				
	羽	羽				
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎				
	舎	舎				

「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義については、次のとおりです

【乳用雌牛】
 成牛：満24か月齢以上
 育成牛：満4か月齢以上、満24か月齢未満
 子牛：満10日齢以上、満4か月齢未満

【肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）】 例：黒毛和種
 成牛（肥育後期の牛）：満24か月齢以上
 肥育前期の牛：満9か月齢以上、満24か月齢未満
 育成牛：満4か月齢以上、満9か月齢未満
 子牛：満4か月齢未満

【肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）】 例：F1、ホルスタイン肥育
 成牛（肥育後期の牛）：満17か月齢以上
 肥育前期の牛：満7か月齢以上、満17か月齢未満
 育成牛：満4か月齢以上、満7か月齢未満
 子牛：満4か月齢未満

【肉用繁殖牛】 ※子牛および育成牛は繁殖用に仕向ける牛に限ります
 成牛：満24か月齢以上
 育成牛：満4か月齢以上、満24か月齢未満
 子牛：満4か月齢未満

【豚】
 子豚：離乳した豚であって満3か月齢未満
 「繁殖豚」の「雄豚」及び「雌豚」：月齢が満12か月齢以上
 「繁殖豚」の「育成豚」：満3か月齢以上、満12か月齢未満
 肥育豚：子豚を除く

【採卵鶏】
 成鶏：満150日齢以上
 育成鶏：満150日齢未満

畜舎や、ふ卵場の数も忘れずに記入してください

①

飼養衛生管理者の氏名													
飼養衛生管理者の住所	郵便番号												
	都道府県			市区町村			市区町村以降						
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール												
	携帯電話番号										※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)										※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)										※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	<input type="checkbox"/> 飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所が農場住所と同じ場合、チェックを付け、飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所は記入は不要(管理する畜舎名称のみ記入)												
	管理する畜舎名称												
	郵便番号												
	市町部			市町部以降									

②

飼養衛生管理者の氏名													
飼養衛生管理者の住所	郵便番号												
	都道府県			市区町村			市区町村以降						
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール												
	携帯電話番号										※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)										※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)										※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	<input type="checkbox"/> 飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所が農場住所と同じ場合、チェックを付け、飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所は記入は不要(管理する畜舎名称のみ記入)												
	管理する畜舎名称												
	郵便番号												
	市町部			市町部以降									

【定期報告書（1-2. その他の飼養衛生管理者）記入方法】

これらの様式は飼養衛生管理者が複数いる場合に、提出が必要です

大規模農場については、畜舎毎に、担当の飼養衛生管理者を配置することが規定されています（馬を除く。）

大規模農場の定義（畜種毎の飼養頭数の基準）

- ① 成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200 頭以上
 - イ 満 17か月齢以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 満 24か月齢以上のその他の牛（黒毛和種等）
- ② 育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000 頭以上
 - イ 満 4 か月齢以上、満 17か月齢未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 満 4 か月齢以上、満 24か月齢未満のその他の牛（黒毛和種等）
- ③ 水牛・馬の場合 200 頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1 万羽以上

同一の方が複数の畜舎を管理する場合は、牛の場合、成牛（※）で200頭/人を超えないこととされています！（※黒毛和種24か月以上、交雑種・乳用種については17か月以上）

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

農場名を記載

農場名:

農場名:

回答記入例
 はい いいえ

牛2

1 家畜防疫に関する基本的事項			
1 家畜の所有者の責務			
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 ・化製場等に関する法律	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	家畜防疫員 モニタリング
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合)飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
【記入欄】 今後の改善方針			
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 (情報の把握方法例) ・メール ・広報紙 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【定期報告書(2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況) 記入方法】

提出日時点における飼養衛生管理基準の遵守状況について、各項目に「はい」、「いいえ」、「該当しない」のいずれかに○をつけてください

記入欄がある項目については、あてはまる項目に○をつけるか、必要事項を記入してください

「いいえ」と回答した場合は今後の改善方針を記入してください

【定期報告書 添付書類記入様式】も記入いただき、提出をお願いします

小規模農場の方は、「滋賀県独自調査様式」を別途、提出してください

(【定期報告書(2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況)と定期報告書 添付書類記入様式】の提出は不要です。)

「小規模農場」に該当する飼養頭数

- ①牛、水牛及び馬 1頭
- ②鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 6頭未満
- ③鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥 100羽未満
- ④だちょう 10羽未満

【提出期限】

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

令和7年2月28日まで

最終ページには「確認記録」欄が設けられています
 上の欄に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した年月日と、確認された方の氏名の記入をお願いします

確認記録

○年月日:

○確認者(家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他())

氏名:

確認記録

○年月日:

○確認者(家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他())

氏名: